

広報

昭和44年5月14日 第3種郵便物認可(1部16円)

◆編集と発行 鷹巣町役場総務課広報係

☎2-1111

◆発行日 毎月1日・15日

◆印刷所 雫秋北新聞社

〈町民憲章〉

未来に目をひらき 福祉をすすめ

住みよい 町をつくります

たかのす

No.332・51・3・15

もうすぐ一年生

|| 鷹小で一日入学 ||



四月に入学する児童を学校のふんい気に慣れさせ、父兄にも学校を理解してもらい、安心して入学できるように、このほど鷹巣小学校で「一日

入学」が行われました。この日、おかあさんと元気よく登校した児童は、各教室に分かれ、先生から名前を呼ばれると大きな声で「ハイ」

と元気に起立、先生と一緒に歌をうたったり、絵を画用紙いっぱい書いて、早くも一年生気分でした。

◀一日入学で絵を書く児童

住民生活の向上を目ざして

51年度
一般会計

26億8千5百67万3千円

＝前年度当初予算比35.85%の増＝

五十一年度一般会計

昭和五十一年度予算などを審議する第一回定例町議会は、二月十六日……から二十四日までの九日間の会期中に開かれ、予算、条例、意見書、陳情……請願など三十四議案を可決して閉会しました。

四月一日から始まる新年度一般会計は、二十六億八千五百六十七万三千円、前年度当初予算に比べ七億八千七百七十一万七千円の増、三十五・八五%の伸び率となっております。

また、五十一年度一般会計は八百二十六万六千円を減額し、歳入歳出それぞれ二十六億四千六百八十二千円となりました。(議会関連記事……二面から五面まで)

昭和五十一年度一般会計予算は、歳入歳出それぞれ二十六億八千五百六十七万三千円で、前年度当初に比べ七億八千七百七十一万七千円の増、三十五・八五%の伸び率となっております。

(歳入)

歳入の各款ごとの概要は次のとおりです。

▽一款の町税は、四億八千四百三十七万円で前年度当初に比べ十五・八%の増。

内容は、町民税一億八千八百八十六万六千円、固定資産税二億二千二百三十三万九千円、軽自動車税七百五十五万一千円、たばこ消費税四千七百二十四万三千円、電気税一千六百四十四万四千円、木材引取税七百二十二万一千円、特別土地保有税四百九十九万五千円となっております。

▽二款の自動車重量税は、二千五百萬円で六十六・七%の増。

▽三款の娯楽施設利用税交付金は、ゴルフ場開設にともなうて新しく設けられたもので交付金は百万円。

▽四款の自動車取得交付金は、二千八百萬円で八十六・七%の増。

▽五款の地方交付税は、歳入に占める額が最も多く八億九千万円で、伸び率は四・七%の増。

▽六款の交通安全対策特別交付金は、二百四十二万八千円で二十五・三%の増。

▽七款の分担金及び負担金は、一億二千三百五十七万円で百二十三・五%の増。

内容は、農林分担金九千七百八十九万九千円、児童措置費二千九百八十八万六千円、衛生費三百五十一万五千円など。

▽八款の使用料及び手数料は、二千四百七十二万八千円で二十七・五%の増。

主なものは、住宅使用料一千五百萬円、国民会館及び体育館使用料二百二十六萬円、竜森、西保育料三百六十六萬円、戸籍及び諸証明手数料三百二十万九千円、ごみ処理手数料五十萬円など。

▽九款の国庫支出金は、三億二千六百二十二万九千円で三十六・三%の増。

内容は、国庫負担金では民生費(児童措置、老人医療、児童手当)に一億二千二百七十一万六千円、義務教育費に三百五十六万八千円、国庫補助金では、労働費に二百二十二万八千円、土木費(道路、下水路、住宅、災害)に一億三千三百九十七万七千円、教育費に七百五十五万八千円、農林費に二百四十五万八千円、国庫委託金は、選挙四百六十六万三千円、年金事務八百七十八万八千円が主なもの。です。

▽十款の県支出金は、四億四千三百四十一万六千円で百八十八・九%の増。

内容は、県負担金は児童措置、老人医療、児童手当に二千二百二十万二千円、県補助金は、交通安全、福祉医療、危険住宅移動、結核予防、皆検査、出かせぎ、カドミ抑制、災害、学校管理などで四億一千三百二十万九千円。県委託金は、県税事務、統計などに

九百万五千円。

▽十一款の財産収入は、三十八万三千円で土地貸付収入。

▽十二款の寄付金は、二十二万九千円。

▽十三款の繰入金金は、二千九百五十三万六千円で、庁舎増築費に二百五十万五千円、林構事業三百五十七万一千円、その他補助金の繰入れが各財産区より繰入れとなっております。

▽十四款の繰越金は、千円だけの存置。

▽十五款の諸収入は、一億七千七百六十八万三千円で五・五%の増。

内容は、預金利子二百萬円、年金印紙百六十二万二千円、各種貸付戻入四千八百九十九万五千円、給食費一億二千四百九十四万四千円等です。

▽十六款の町債は、一億五千二百七十七万円で六十八・四%の増。

内容は、明利又移転の民生債一千萬円、造林の農林債五百四十萬円、改良舗装、橋、下水、住宅の土木債一億二千三百六十萬円、公共土木災害復旧債一千三百七十萬円となっております。

以上、歳入合計は二十六億八千五百六十七万三千円。各款の構成比は、円グラフのとおりです。

(歳出)

歳出については、四月一日付広報でくわしく報告しますので、今号では各款の総額と

町長 日誌

2月16日、2月29日

16日 町議会本会議

17、18日 町議会本会議(一般質問)

19、20日 町議会各常任委員会

22日 第二回鷹巣町五城目町歓送迎会

23日 県町村会定期総会

24日 県町村会定期総会

25日 鷹巣町観光協会総会

26日 全町協力員会議

27日 内外情勢調査会(秋田市)

28日 生涯教育推進委員会

大館、北秋田生活工夫展

2月16日、2月29日

16日 定例町議会

17、18日 町議会本会議(一般質問)

19日 各常任委員会

20、21日 総務、教育民生、産業経済各常任委員会

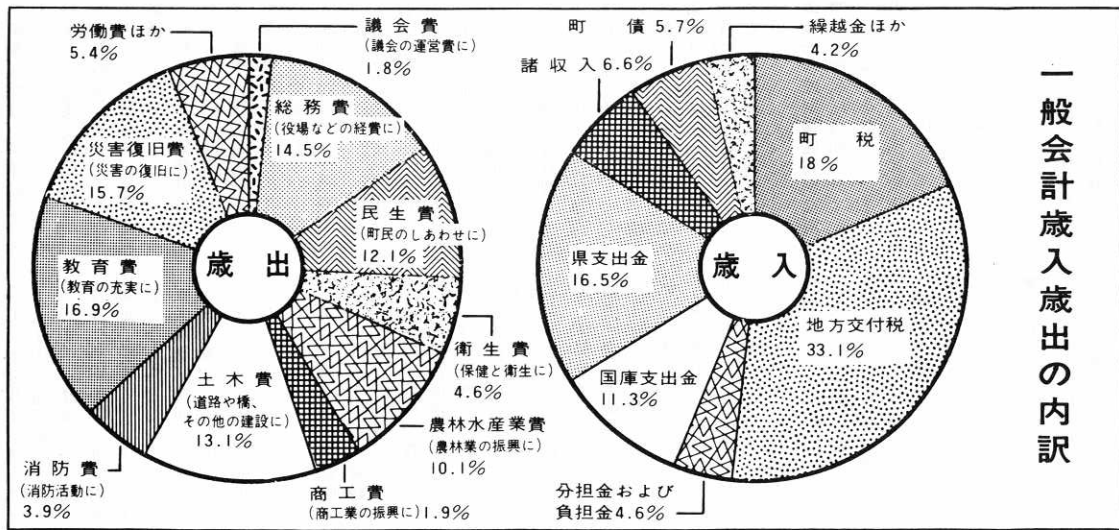
22日 総務常任委員会

23日 産業経済常任委員会

24日 町議会本会議(最終日)

26日 県町村議会議長会定期総会

一般会計歳入歳出の内訳



前年度当初予算に対する伸び率の増減についてお知らせします。

各款の構成比は、円グラフのとおりです。

▽一款の議会費は、四千八百六十六万七千円で前年度比伸び率は三・四％の減（以下、同じ）。

▽二款の総務費は、三億八千九百二十三万二千円で十八・九七％の増。

▽三款の民生費は、三億二千四百七十三万七千円で十八・八九％の増。

▽四款の衛生費は、一億二千二百八十万一千円で三十五・三六％の増。

▽五款の労働費は、一千三百四十一万七千円で十八・六％の減。

▽六款の農林水産業費は、二億七千二百二十二万一千円で五十一・九一％の増。

▽七款の商工費は、五千六十五万一千円で二・五四％の増。

▽八款の土木費は、三億五千二百十五万円で十八・二一％の増。

▽九款の消防費は、一億五千九百九十二万一千円で六・四四％の増。

▽十款の教育費は、四億五千三百十八万四千円で五・一一％の増。

▽十一款の災害復旧費は、四億二千七百八十四万八千円で三・四％の増。

▽十二款の公債費は、一億二千六百九十三万九千九百九十二

三七％の増。

▽十四款の予備費は、五百万円

円で二・五％の増となっております。

国保 六億三千万円台に

給付費大幅に伸びる

昭和五十一年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出ともに六億三千三百十八万八千円で、前年度当初予算に比較して八千九百三十三万五千円、十六・四％の増となっております。

〔歳出〕

歳出は、▽保険給付費が五億八千五百二十三万九千九百九十二・七％で、前年度当初予算に比較して十六・三％の増。

内訳は、療養給付費五億二千二百三十三万三千円、高額療養費五千四百四十四万円、療養費五百三十五万六千円、助産費四百二十四万円、審査手数料二百三十八万五千円、葬祭費六十八万五千円となっております。

以下、▽総務費二千三百五十八万三千円、▽保健施設費一千二百九十九万七千円、▽予備費八百十万円、▽公債費百十万円、▽諸支出金十八万九千円となっております。

〔歳入〕 歳入は、国庫支出金がもつとも多く三億七千三百五十八万二千円、以下▽保険税二億四千六百三十八万円、▽一般会計より繰入金九百九十二万九千九百九十二・七％の増、▽諸収入百三十三万九千九百九十二

諸収入百万一千円。

歳出は、職員給および臨時賃金などの総務費が七百四十七万円、揚水機、電気料などの管理費が四百八十八万三千円、予備費三十万円。

▽と畜場特別会計

歳入歳出それぞれ一千二百五十万九千九百九十二・七％の増となつております。

歳入は、と場および冷蔵庫の使用料が六百三十七万七千円、解体手数料五百八十一万六千円、雑収入六十五万六千円、歳出は、賃金四百五十五万八千円、と夫などの委託料四百二十五万円、光熱水費などの需要費二百七十八万三千円が主なものです。

▽宅地開発事業特別会計 歳入歳出それぞれ七千三百八万円で、前年度比六千二百三十三万三千円の減となっております。

歳入は、全額繰越金。

歳出は、償還金六千四百七十七万円、工事請負費八百万円、需要費十六万円が主なものです。

▽土地取得特別会計

歳入歳出それぞれ二千円の存置項目だけ。基金の現在高は二千八百三十九万五千六百五円となつております。

▽水道事業特別会計

収益金収入および支出では、事業収益が七千九百九十九万一千円、事業費は七千三百五十八万三千円。

事業収益は、営業収益が四千八百八十一万四千円(水道料金および量器使用料ほか)、営業外収益二千二百七十七万四千円(一般会計より高料金対策補助金ほか)。

事業費は、営業費用四千三百九十九万一千円(減価償却費、浄水施設の維持管理費ほか)、営業外費用二千九百九十九万二千円(企業債および一時借入金利息ほか)、予備費五十万円の増。

資本的収入および支出では、収入が一千八百八十二万円、支出が一千四百四十三万五千円。資本的収入は、出資金七百五十七万円と工事負担金四百二十五万円。

支出は、建設改良費九百七十一万四千円と企業債償還金四百七十七万一千円。

なお、事務予定量は、給水量二千三百件、年間総給水量五十万八千二百立方メートル、日平均給水量一千三百九十二立方メートルを見込んでおります。

五十一年度財産区特別会計

▼綴子財産区特別会計

歳入歳出それぞれ二千六十九万九千四百円、前年度比九百四十二万四千円、八十三・五%の増。

歳入は、繰越金一千九百九十九万二千円、土地貸付収入六十万円、預金利息十万円。

歳出は、管理会費百七十九万八千円、一般管理費四百二十二万円、財産管理には下

除伐、林道開設に四百六十八万八千円、造林費に二百五十一万一千円、諸支出金では庁舎増築に六百七十九万、地区内団体補助百二十七万九千円、予備費二十万円の増。

▼栄財産区特別会計

歳入歳出それぞれ一千三百二十一万九千円、前年度比四百四十八万五千円、五十一・三五%の増。

歳入では、財産売払収入一千八百八十七万七千円、繰越金三十万円、預金利息十万円。

歳出は、管理会費二百三十三万、一般管理費四十七万五千円、財産管理では下

除伐、林道開設に四百六十八万八千円、造林費に二百五十一万一千円、諸支出金では庁舎増築に六百七十九万、地区内団体補助百二十七万九千円、予備費二十万円の増。

▼栄財産区特別会計

歳入歳出それぞれ一千三百二十一万九千円、前年度比四百四十八万五千円、五十一・三五%の増。

歳入では、財産売払収入一千八百八十七万七千円、繰越金三十万円、預金利息十万円。

歳出は、管理会費二百三十三万、一般管理費四十七万五千円、財産管理では下

除伐、林道開設に四百六十八万八千円、造林費に二百五十一万一千円、諸支出金では庁舎増築に六百七十九万、地区内団体補助百二十七万九千円、予備費二十万円の増。

▼栄財産区特別会計

歳入歳出それぞれ一千三百二十一万九千円、前年度比四百四十八万五千円、五十一・三五%の増。

歳入では、財産売払収入一千八百八十七万七千円、繰越金三十万円、預金利息十万円。

歳出は、管理会費二百三十三万、一般管理費四十七万五千円、財産管理では下

除伐、林道開設に四百六十八万八千円、造林費に二百五十一万一千円、諸支出金では庁舎増築に六百七十九万、地区内団体補助百二十七万九千円、予備費二十万円の増。

▼栄財産区特別会計

歳入歳出それぞれ一千三百二十一万九千円、前年度比四百四十八万五千円、五十一・三五%の増。

歳入では、財産売払収入一千八百八十七万七千円、繰越金三十万円、預金利息十万円。

歳出は、管理会費二百三十三万、一般管理費四十七万五千円、財産管理では下

総額で二十六億四千六百万円台に

一般年度 八千五百二十六万六千円を減額

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ八千五百二十六万六千円を減額し、歳入歳出それぞれ総額は二十六億四千六百万八千二百円となりました。

なお、減額の主な原因は、農林災害および土木災害復旧工事の国からの五十年度事業割当減によるものです。

▼歳入

歳入では、▽使用料および手数料八十九万九千円、▽繰入金八十一万三千円、▽諸収入七十八万二千円、▽町債八百五十万円、▽娯楽施設利用税交付金十五万円をそれぞれ追加。

▼町税三百三十万二千円、▽分担金および負担金六百九十

歳入では、繰越金一千九百九十九万二千円、土地貸付収入六十万円、預金利息十万円。

歳出は、管理会費百七十九万八千円、一般管理費四百二十二万円、財産管理には下

歳入では、繰越金一千九百九十九万二千円、土地貸付収入六十万円、預金利息十万円。

歳出は、管理会費百七十九万八千円、一般管理費四百二十二万円、財産管理には下

歳入では、繰越金一千九百九十九万二千円、土地貸付収入六十万円、預金利息十万円。

歳出は、管理会費百七十九万八千円、一般管理費四百二十二万円、財産管理には下

歳入では、繰越金一千九百九十九万二千円、土地貸付収入六十万円、預金利息十万円。

歳出は、管理会費百七十九万八千円、一般管理費四百二十二万円、財産管理には下

歳入では、繰越金一千九百九十九万二千円、土地貸付収入六十万円、預金利息十万円。

歳出は、管理会費百七十九万八千円、一般管理費四百二十二万円、財産管理には下

の減によるもので、農林施設災害二千四百七十二万七千円、農地災害二千三百二十四万九千円、公共土木施設災害五千二十八万八千円それぞれ減額しております。

五十年度特別会計補正

▽国民健康保険特別会計補正

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ七百十五万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額はそれぞれ五億四千九百六十八万八千円となりました。

歳入は、国庫支出金の療養給付費百三十三万八千円、特別療養給付費二百八十八万八千円、繰越金一千九百九十一万八千円、県支出金の福祉医療高額補助七十八万四千円をそれぞれ追加、保険税一千万円を減額しております。

歳出は、保険療養費百二十九万八千円、高額療養費百二十七万七千円、公債費七十三万五千円、国庫負担返還金二百六十七万四千円を追加しております。

▽綴子簡易水道特別会計補正

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ四百四十五万一千円を減額し、歳入歳出予算の総額はそれぞれ二千二百四十四万四千円となりました。

歳入は、繰越金七十五万一千円と水道事業債三百七十七万

円をそれぞれ減額。
歳出は、工事請負費四百四十万円の減額。

▽宅地開発事業特別会計補正

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ四百九十五万七千円を減額し、歳入歳出予算の総額はそれぞれ一億四千二百七十八万六千円となりました。

歳入では、不動産売却収入六百五十六万六千円を減額、道路工事負担金百六十九万九千円を追加。

歳出は、団地内国有地購入二百四十万六千円と借入金利息百五十万円を追加、工事請負費八百六十万円を減額。

▽綴子財産区特別会計補正

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ三十五万三千円を減額し、歳入歳出予算の総額はそれぞれ一千五百四十九万二千円となりました。

歳入は、繰越金三十五万三千円を減額。
歳出は、工事請負費六十九万七千円を減額し、綴子小スキ購入に一般会計繰出金四十三万六千円を追加。

▽栄財産区特別会計補正

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ三十八万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額はそれぞれ一千三百七十

四万五千円となりました。
歳入は、金造林補助金。
歳出は、杉苗木購入に五十七万八千円を追加し、貸金十九万九千円を減額。

▽坊沢財産区特別会計補正

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ六十五万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額は、二千五百八十九万一千円となりました。

歳入は、土地売却収入六十五万八千円の追加。
歳出は、林道道路用地買収に六十四万八千円と立木補償一万円。

▽七日市財産区特別会計補正

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ四万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額は、二万七千二百六十六万八千円となりました。

歳入は、立木売却収入百十六万五千円を追加し、土地売却収入百一十七万七千円を減額。
歳出は、管理会費に十六万八千円、一般会計繰出金三十七万八千円、火災共済補助十七万八千円、地集電話補助二十万八千円を追加し、苗木代二十三万八千円と一時借入金利息二十万九千円を減額。

▽と畜場特別会計補正

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ八十四万六

千円を減額し、歳入歳出予算の総額はそれぞれ一千七百七十六万八千円となりました。
歳入では、一般会計から三百三十万円を繰入れし、使用料二百八十八万八千円、手数料百六十九万七千円、雑入三千六万一千円をそれぞれ減額しております。

歳出は、委託料七十七万四千円、の減額が主なものです。

▽水道事業会計補正

収益的収入および支出の予算額は、収入に五十九万四千円を追加し、支出に百八十九万五千円を追加し、七十九万六千円になりました。

資本的収入および支出については、補正はありません。

決定した議案

▽町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

以上二件は、議会および委員会の一部規則を改正し、これまで常任委員会委員長および副委員長を議長において選任しておりましたが、それぞれの常任委員会の中で選任することに改正されました。

議会の議決に付すべき工事又は製造の請負契約の場合は、予定価格一千万円以上を二千万円以上、不動産又は動産の売買については、予定価格七百万円以上を一千万円以上にそれぞれ改正。

▽国有財産の譲与申請について

七日市地内の旧軌道線の一部三箇所一千九百三十六平方メートルを町道敷地とするため、無償譲与を申請するものです。

▽町道路線の廃止について

三の渡小学校線延長五百メートル（農道として整備するため）、藤株・小森線五千四百メートル、小森・陳場線一千六百メートル、摩当・小摩当線一千八百メートル（以上三路線は、農免道路として一部道路改良工事が行われているため）

▽町道の認定について

松沢支線（延長二百三十メートル）、二本杉線（延長四百五十メートル）、大畑線（延長百五十メートル）、以上三路線とも幅員は四メートル

▽国民年金印紙購入基金の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

七日市および綴子分遣所の設置条例を廃止したものです。

▽財産区財産の処分について

栄財産区有地を、田来から入会地として使用していた田沢部落龜山一夫外十六名に、原野五万四千三百平方メートルを無償で払い下げるもの。

▽へき地保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

西無認可保育園を四月一日からへき地保育園として発足する条例です。

▽団体営土地改良事業の施行について

脇神地内四十二・〇ハクタのほ場整備事業を町営土地改良事業として施行するもの。

採択となった請願書
（一）内は、請願者。
▽市区町村社会福祉協議会の法制化並びに拡充強化についての陳情書（町社会福祉協議会長 出川礼一）
▽町道編入についての請願書（大堤部落自治会代表 三沢己之助）
▽大型店建設反対陳情書（鷹巣阿仁大型店対策協議会長 津谷榮七）
決定した意見書
▽市区町村社会福祉協議会の充実強化に関する意見書の提出について

町議会議員選挙の



投票日は3月26日(金)

＝この一票あなたが築くよい郷土!!＝

投票日に都合が悪い方は
前もって不在者投票を!!

三月三十一日で任期満了となる町議会議員の選挙は、三月十七日に告示され、投票日は三月二十六日(金)とまりました。町議会議員の選挙は、私たちにとってのも身近な関心のある選挙です。よりよいくらしや、明日の明るい町は、あなた一票がきずくということを認識し、必ず投票しましょう。なお、町議会議員は現在三十名ですが、昨年の十二月定例町議会において、定数の四名減を可決しておりますので、今回の選挙から適用。二十六議席で選挙が行われます。

投票ができる人

町議会議員選挙の登録資格の基準日は三月十三日ですので、基準日の三カ月前の十二月十三日以前から本町に引き続き住んでいる方で、住民基本台帳に登録されている方、および投票日の翌日の三月二十七日までに満二十歳になった方です。

なおこの選挙は、町の議員を選ぶ選挙ですので、本町から転出した場合はその日から選挙権がなくなります。

不在者投票
は前日まで

不在者投票は、投票日の三月二十六日に仕事や用事のため、投票所にいって投票できない人のために設けられているものです。

不在者投票のできる期間は、選挙が告示される三月十七日から投票の前日までの三月二十五日まで。午前八時三十分から午後五時までです。

不在者投票を行う方は、町選挙管理委員会に対して直接または郵便で請求(指定病院に入院の方は、病院長に請求)してください。請求用紙は、選挙管理委員会が準備しております。

不在者投票の投票用紙の請求は今でもできますので、出かせぎなどで遠く離れている方は、早めに請求するようにおすすしめします。投票用紙は、告示と同時に請求者に発送します。

なお、不在者投票についての実際の手続きなど、選挙についてのくわしいことは選挙管理委員会にお問い合わせください。

午前七時から
投票開始

三月二十六日(金)の投票日は、午前七時から午後六時まで、町内二十五カ所で行うに投票が行われますが、つぎの投票所で閉鎖時間が繰り上げられますので注意してください。

▼午後四時まで
明利又投票区Ⅱ松沢部落集会所
竜森投票区Ⅱ三ノ渡部落集会所

坊山投票区Ⅱ坊山部落集会所
岩谷投票区Ⅱ岩谷分枝
▼午後五時まで
葛黒投票区Ⅱ葛黒部落集会所
黒沢投票区Ⅱ田黒沢小学校
緑ヶ丘投票区Ⅱ緑ヶ丘部落集会所
田子ヶ沢投票区Ⅱ田子ヶ沢部落集会所

投票入場券は
とどきましたか

町選挙管理委員会では、この選挙の入場券を郵便封筒でそれぞれの家庭に三月十二日前後に郵送しました。もし配付もれがありましたら、選挙管理委員会(電話二局一―一―番)にご連絡ください。なお、前にものべましたが、今回は町の選挙ですので投票日前に町外に転出した方は、入場券が配付されても選挙権がなくなりますので投票できません。

開票はヨルの
七時半から

開票事務は、選挙日当日の午後七時半から公民館ホールで行います。なお、開票事務参観については、会場の関係から一定の入場者が入ると会場を締め切ることになりますので、ご了承ください。

選挙人名簿登録者調

(昭和50年 9月10日現在)

投票区	投票所	登録者数		
		男	女	計
鷹巣東	鷹巣町役場	1,326	1,543	2,869
鷹巣北	鷹巣町公民館	678	836	1,514
鷹巣西	中央保育園	752	898	1,650
鷹巣南	南鷹巣集会所	617	705	1,322
摩当	栄連絡所	281	291	572
太田	太田児童会館	192	218	410
掛泥	部落集会所	381	395	776
綴子	綴子連絡所	550	632	1,182
岩谷	岩谷分校	53	54	107
田子ヶ沢	部落集会所	109	108	217
糠沢	部落会館	333	359	692
田中	田中センター	326	352	678
坊沢	坊沢公民館	525	605	1,130
緑ヶ丘	緑ヶ丘部落会館	158	172	330
黒沢	旧黒沢小学校	49	61	110
今泉	今泉センター	208	245	453
前山	部落集会所	200	239	439
坊山	部落集会所	87	90	177
小森	部落集会所	237	251	488
沢口	脇神公民館	245	271	516
川口	部落集会所	124	127	251
七日市	七日市公民館	518	573	1,091
竜森	三ノ渡部落会館	110	116	226
葛黒	部落集会所	138	152	290
明利又	松沢部落会館	93	101	194
計		8,290	9,394	17,684

※ 3月26日執行の町議会議員選挙名簿は、3月14日に調製されますので、各投票区とも多少の増減があります。



開票参観者!!

町議会議員の選挙は、一票をあらそう選挙です。

開票事務参観の場合は、静粛に参観をお願いします。開票事務に支障のあるような言動があるときは、退去をお願いすることになりますのでご了承ください。

なお、最終結果判明は午後十時ごろが予定されていますが、中間発表は二回程度行う予定です。

清い一票を!!

選挙の場合、特に注意しなければならぬのは、買収や供応、デ

マです。いわばこうしたことは、わたくしたちの手で退治しなければなりません。

立候補者の良識ある行動と、有権者の正しい判断が強くのぞまれます。

わたくしたちは、物や金、デマにまよわず、清い一票を投じなければなりません。

本町は昨年、優良町として全国表彰されるなど、輝かしい実績をもっています。今回の選挙でこうした栄誉を汚すことのないよう、町民の良識を発揮し、明るいきれいな選挙を行いたいものです。

役場からお願い

二十六日(金)の投票日は平日

にあたりますが、役場職員の数々が選挙事務に従事することになりますので、急用以外はできるだけ前もって用事をすませてくださるよう、ご協力をお願いします。

立候補予定者の

説明会終わる!!

町選挙管理委員会では、二月二十七日午後一時から役場三階大会議室で、町議会議員選挙に立候補を予定している方に、立候補の手續、選挙運動、選挙費用などの説明を行うとともに、選挙戦にあたっては、明るく正しい選挙を行うよう、特に要請しました。

▲立候補予定者の説明会



災害復旧工事を入札

百十三カ所 一億五千万円余りを発注

町では、昨年の八月二十日
水害による農業用施設、農地、
公共土木の災害復旧工事の入
札をこのほど行いました。

今回の入札で決まった工事

は、橋梁(十二カ所)四千二
百二十三万円、揚水機(十三
カ所)一千三百九十九万円、
水路(二十八カ所)一千八百
三十三万六千円、溜池(五カ
所)四百三十二万六千円、頭
首工(六カ所)四百六十三万
五千円、道路(四カ所)一百九
十九万五千円、農地(四十五
カ所)六千六百九十一万二千
円、あわせて百十三カ所、一
億五千二百四十二万四千円と
なっております。

なお工事期限は、おそいの
で四月末日となっており、植
付けには間にあうように発注
しております。

工事箇所と落札者は次のと
おりですが、農地関係四十五
カ所と橋梁十二カ所は紙面の
都合で四月一日付け広報でお
知らせします。

(溜池工事五カ所)

▼場所 摩当 ▽請負額 百
四十万円
▼場所 根洗沢 ▽請負額 百
九十三万一千円

※以上、請負者はいずれも芳
賀工務店 芳賀喜行

▼場所 堤ヶ谷B ▽請負額
三十二万円

▼場所 堤ヶ谷A ▽請負額
九十一万五千円

※以上、請負者はいずれも長
岐建設 長岐六郎。

▼場所 塚ノ倍C ▽請負額
七十六万円 ▽請負者 中
央建設 近藤薫

※以上、工事期限はいずれも
四月三十日まで。

(頭首工事六カ所)

▼場所 脇神湯車家下 ▽請
負額 九十四万円 ▽請負者
板倉建設 板倉七郎 ▽期
限 四月二十日

▼場所 上松原 ▽請負額 七
十六万円 ▽請負者 村昭
組 村上昭二

▼場所 石倉倍 ▽請負額 六
千九百五十万円 ▽請負者 千
葉建設 千葉勲

▼場所 中島 ▽請負額 九
十一万五千円 ▽請負者 松
橋建設 松橋政男

▼場所 孫助倍 ▽請負額 五
十五万円 ▽請負者 丸案
建設 山内千代治

▼場所 奥小ヶ田 ▽請負額
七十七万五千円 ▽請負者

＝ 村幸組 村上幸蔵

※以上、工事期限はいずれも
四月三十日まで。

(揚水機工事十三カ所)

▼場所 七日市日影測 ▽請
負額 七十七万円

▼場所 七日市恵土 ▽請負
額 九十三万五千円

※以上、請負者はいずれも森
岡ポンプ 森岡吉正。

▼場所 七日市日影測B ▽
請負額 五十六万円

▼場所 七日市塚ノ倍 ▽請
負額 百六十四万円

※以上、請負者はいずれも中
島ポンプ 中島閣

▼場所 七日市中畑村下 ▽
請負額 百七十万円

▼場所 七日市穴測 ▽請負
額 二百八十八万円

※以上、請負者はいずれも三
光商会 赤坂健蔵。

▼場所 葛黒 ▽請負額 九
十三万円 ▽請負者 藤島ボ
ンプ 藤島勝由

▼場所 七日市猫平 ▽請負
額 百二十二万円 ▽請負者
和田ポンプ 和田喜代治

▼場所 七日市猫平B ▽請
負額 百五十万円 ▽請負者 巽
工業所 巽弘

▼場所 品類家向(土工)

▽請負額 四十一万円

▼場所 深沢(土工) ▽請
負額 六十六万七千円

※以上、請負者はいずれも千
葉建設 千葉勲

▼場所 七日市大畑家下 ▽
請負額 八十七万五千円 ▽
請負者 大坂ポンプ 大坂三
郎

▼場所 舟木赤坂 ▽請負額
四十二万三千円 ▽請負者

※以上、工事期限はいずれも
四月三十日まで。

▼場所 松沢堰 ▽請負額 三
十七万五千円 ▽請負者 山
耕土木 山田耕三

▼場所 三の渡大野 ▽請負
額 八十八万円 ▽請負者 小
猿部建設 関竹雄

▼場所 松沢堰A ▽請負額
七十一万円 ▽請負者 中
央建設 近藤薫

▼場所 葛黒堰A ▽請負額
二十六万七千円

▼場所 葛黒堰B ▽請負額
十一万五千円

※以上、請負者はいずれも村
幸組 村上幸蔵

▼場所 葛黒中堰 ▽請負額
五十三万五千円 ▽請負者
松橋建設 松橋政男

▼場所 七日市逸子沢口 ▽
請負額 十二万円 ▽請負者
丸秋建設 近藤秋男

※以上、工事期限はいずれも
三月三十日まで

▼場所 明利又 ▽請負額

百六十万円 ▽請負者 丸案
建設 山内千代治

▼場所 七日市大畑家下 ▽
請負額 百二十万円 ▽請負者
光建設 藤島組蔵

▼場所 七日市恵土 ▽請負
額 百五十六万円 ▽請負者
長岐建設 長岐六郎

※以上、工事期限はいずれも
四月二十日まで

▼場所 糠沢大堰 ▽請負額
二百六十一万円 ▽請負者
朝日建設 小林正蔵

▼場所 七日市三堰A ▽請
負額 二百九万円 ▽請負者
畠山建設 畠山鉄雄

▼場所 若ノ目 ▽請負額 二
十一万円 ▽請負者 九島武松
川商事 九島武松

▼場所 中舟木 ▽請負額 三
十一万五千円

▼場所 鎌の沢 ▽請負額 十
九万八千円

▼場所 中田面 ▽請負額 二
十二万二千円

※以上、請負者はいずれも山
田建設 山田米治。

▼場所 飛田 ▽請負額 四
十七万五千円

▼場所 金堀沢 ▽請負額 四
十四万円

※以上、請負者はいずれも光
建設 藤島組蔵

▼場所 石倉倍B ▽請負額
四十九万五千円

▼場所 石倉倍C ▽請負額
八十四万五千円

※以上、請負者はいずれも千
葉建設 千葉勲

▼場所 下大袋 ▽請負額

百二十五万円 ▽請負者 長
岐建設 長岐六郎

▼場所 三の渡A ▽請負額
六十一万五千円 ▽請負者
芳賀工務店 芳賀喜行

▼場所 田島堰A ▽請負額
五十一万円

▼場所 田島堰B ▽請負額
四十六万八千円

▼場所 田島C ▽請負額 十
一万八千円

※以上、請負者はいずれも小
猿部建設 関竹雄。

▼場所 長畑A ▽請負額 十
四万五千円

▼場所 長畑B ▽請負額 十
四万四千円

※以上、請負者はいずれも山
耕土木 山田耕三

▼場所 水無 ▽請負額 二
十六万九千円 ▽請負者 九
案建設 山内千代治

※以上、工事期限はいずれも
四月三十日まで

(道路工事四カ所)

▼場所 七日市恵土 ▽請負
額 十五万円 ▽請負者 長
岐建設 長岐六郎 ▽期限
四月二十日

▼場所 若ノ目 ▽請負額 五
十一万円 ▽請負者 米代
川商事 九島武松

▼場所 品類下大袋 ▽請負
額 百十万円 ▽請負者 朝
日建設 小林正蔵

▼場所 長坂 ▽請負額 二
十三万五千円 ▽請負者 千
葉建設 千葉勲

※以上、工事期限はいずれも
四月三十日まで

ゴミ収集日程表

自 昭和51年4月～至 昭和51年12月 ()内は燃えないゴミ

地区	町内名 部落名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
綴子	上町・下町・小田・田子ヶ沢	6日 20日 27日	4日 18日 25日	1日 15日 22日 29日	6日 20日 27日	3日 17日 24日 31日	7日 21日 28日	5日 19日 26日	2日 16日 30日	7日 21日 28日
	大堤・昭和・糠沢・大畑	(13日)	(11日)	(8日)	(13日)	(10日)	(14日)	(12日)	(9日)	(14日)
坊沢 七座	坊沢	7日 21日 28日	19日 26日	2日 16日 23日 30日	7日 21日 28日	4日 18日 25日	1日 22日 29日	6日 20日 27日	17日 24日	1日 15日 22日
	前山・伊勢堂・今泉・黒沢	(14日)	(12日)	(9日)	(14日)	(11日)	(8日)	(13日)	(10日)	(8日)
栄 坊沢 沢口	太田・摩当	1日 15日 22日	6日 20日 27日	3日 17日 24日	1日 15日 22日 29日	5日 19日 26日	2日 16日 30日	7日 21日 28日	4日 18日 25日	2日 16日 23日
	緑ヶ丘・蟹沢 上野・高森山・小ヶ田・脇神 川口・堂ヶ岱・藤株	(8日)	(13日)	(10日)	(8日)	(12日)	(9日)	(14日)	(11日)	(9日)
沢口 七日市	小森・中屋敷	2日 16日 23日 30日	7日 21日 28日	4日 18日 25日	2日 16日 23日 30日	6日 20日 27日	3日 17日 24日	1日 15日 22日 29日	5日 19日 26日	3日 17日 24日
	根本屋敷・本郷・横瀬・岩脇 品類・妹尾館・中畑・大畑	(9日)	(14日)	(11日)	(9日)	(13日)	(10日)	(8日)	(12日)	(10日)
綴子 栄 沢口	岩谷・二本杉・松原・向黒沢	この地区は、月1回不燃物だけを回収します。 決められた日に集積所へ出してください。								
	田沢・大沢・李岱 湯車	4月 22日	5月 20日	6月 24日	7月 22日	8月 19日	9月 30日	10月 21日	11月 25日	12月 23日
沢口 七日市	坊山・四渡・湯ノ岱	この地区は、月1回、不燃物だけを回収します。 決められた日に集積所へ出してください。								
	葛黒・与助岱・三ノ渡・黒森 松沢・明利又・上舟木・下舟木 吉ヶ沢・深沢・吉野	4月 23日	5月 21日	6月 25日	7月 23日	8月 20日	9月 24日	10月 22日	11月 26日	12月 24日
鷹巣 沢口	舟見町・東横町・西横町・大町 学校通り・仲町・旭町・新旭町 伊勢町・南鷹巣・森館町 舟場	燃えるゴミは毎週、月曜日・木曜日 (4月5・19日、5月6・17日、6月7・21日、7月5・19日 (8月2・16日、9月6・20日、10月4・18日、11月1・15日、12月6・20日)								
	米代町・花園町・東旭町・西旭町 西仲通り・栄町・元新町・桜木町 三吉町・太平町 あけぼの町 掛泥・高野尻	燃えるゴミは毎週、火曜日・金曜日 (4月6・20日、5月4・18日、6月1・15日、7月6・20日 (8月3・17日、9月7・21日、10月5・19日、11月2・16日、12月7・21日)								
鷹巣 綴子	福住町・松葉町・東住吉町 西住吉町・駅前・材木町 東仲通り・北新町・末広町 新松葉町 田中・新田中・南田中	燃えるゴミは毎週、水曜日・土曜日 (4月7・21日、5月8・19日、6月2・16日、7月7・21日 (8月4・18日、9月1・22日、10月6・20日、11月10・17日、12月1・15日)								

ゴミ集積所を

きれいに

しましょう!!

▽燃えるゴミと燃えないゴミは必ず区別して、指定日以外はゴミを絶対に集積所に出さないこと。

▽ゴミを集積所に出す時は、必ずナイロン袋、強い紙袋、またはダンボール箱に入れて口をきちんと結んで出すこと。

▽廃介物等を出す場合には、水を十分にきって燃える物は燃えるものの収集日に、また燃えないものは燃えないものの収集日に出すこと。空ビン等は、業者に返納するようにしよう。

▽ゴミは、指定日の朝八時三十分まで集積所に持ち出すこと。

▽日曜、祭日は絶対にゴミを集積所に出さないこと。

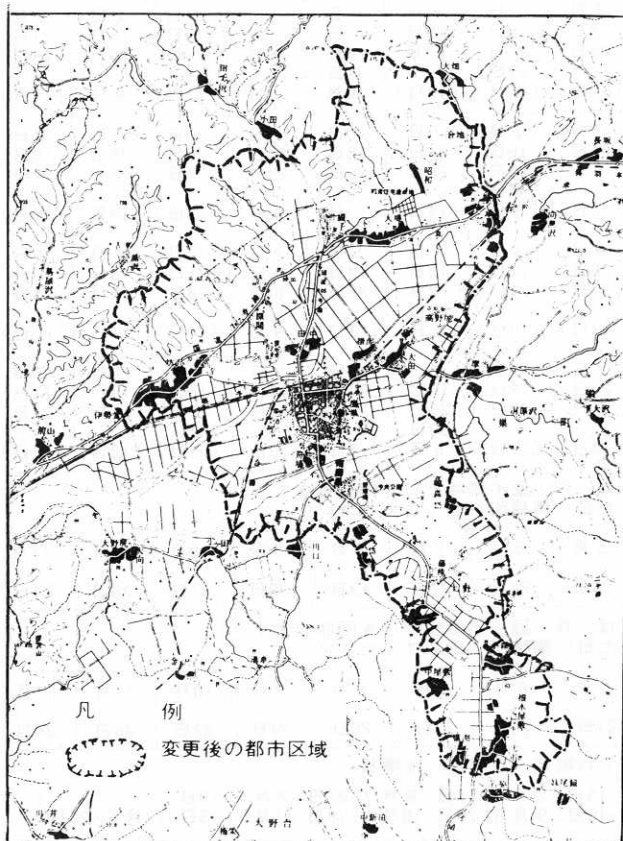
▽事業所や商店等より出るゴミは、事業所や商店等で運搬処理すること。

▽ゴミのことについての問い合わせは、役場保健衛生課公害環境係に連絡してください。

以上のことを守っていただくことにより、収集の能率化と衛生的環境になりますので、ご協力くださるようお願いいたします。

土地の取引には届出が必要です

＝都市計画区域内は5千平方メートル以上＝



国土利用計画法が昭和四十九年十二月二十四日施行され、定められた広さ以上の土地の売買などの契約をするときは、売る人も、買う人も、土地の売買などの予定価格や利用目的を書いた届出書を町長を通して県知事に出さなくてはなりません。

届出が必要なのは、

一、都市計画区域では五千平方メートル以上
二、都市計画区域外のところでは一万平方メートル以上とされていますが、開発業者が、多数の零細な土地所有者

者から用地を買収するとか、宅地を多数の人に分譲する場合のように、一つ一つの取引はこの基準以下であっても、まとめるとこの基準に当てはまるような場合には、届出が必要となります。

提出する書類

一、届出書(役場にありますが)
二、地形図(縮尺五万分の一以上)
三、周辺の状況が判断できる図面(縮尺五千分の一以上)
四、土地の形状を明らかにした図面
五、面積の実測方法を示す図

審査の基準

一、取引の予定対価が法定の方法で算定された価額にくらべていちじるしく不適正でないか
二、土地利用目的が土地利用基本計画、その他の土地利用に関する計画に適合するかどうか
三、公共、公益的施設の整備予定、周辺の自然環境の保全からみて適当かどうか
これらの基準により審査され、その取引内容が不適当であると判断された場合には、

面

届出を受けます。

もし、この勧告を受けますと届出者はその趣旨に沿って、しかるべく措置することになるわけですが、万一それを無視して取引を強行すると、知事からその事を一般に公表され、社会的批判をうけることになります。

違反した人は罰せられます

届出をしなかったり、虚偽の届出をして契約をした者は、六月以下の懲役、または三十万円以下の罰金に処せられることになっています。

届出やくわしいことは企画室へ

届出書や届出の詳細については、企画室が窓口になっていますので、ご連絡、ご相談してください。

火災防止の診断を

例年、この季節は火災が多く発生し、大切な財産を灰にしております。そこで広域消防本部と鷹巣警察署では、これまでの火災の主な原因などから、次の事項について特に注意するよう呼びかけております。

- ▽ストーブ、風呂釜の煙突が柱や間柱、土台などに触れている箇所はないか
- ▽朝に仏壇に燈明のローソクを消し忘れたことがないか
- ▽外出時には、アイロン、外

電熱器のスイッチなどつけ忘れがないか。
▽タバコの吸いがらが紙くずと一緒に捨てられていないか。
▽春さきの掃除のくず焼きは、軒先で焼かれていないか、風の強い日に焼却されているか。

小中学校入学式

町内小中学校の入学式は、各校四月一日で、岩谷分校だけは四月二日に行われます。五十一年度の小学校入学児童は、昨年の男百九十八名、女百八十六名、計三百八十四名に比べ、男百九十三名、女百五十八名、計三百五十一名と総数で三十三名の減。中学校は男二百二十七名、女二百四名、計四百三十一名で九名の増となっています。各校の入学児童生徒は、次のとおりです。

- ▽鷹巣小学校百三十一名(男七十六、女五十五) ▽東小学校三十九名(男二十三、女十六) ▽綴子小学校四十八名(男二十四、女二十四)
- ▽岩谷分校一名(女一) ▽竜森小学校十名(男四、女六)
- ▽中央小学校六十二名(男三十四、女二十八) ▽南小学校二十三名(男十一、女十二)
- ▽西小学校三十七名(男二十一、女十六) ▽鷹巣中学校三百五十六名(男百八十九、女百六十七) ▽南中学校七十五名(男三十八、女三十七)

お知らせ コーナー



この欄はあなたへの
通知です。
かならず目をとおして
ください。

三月の健康相談

三月二十四日の健康相談は、午前十時から午後三時まで、鷹巣町公民館保健相談室で血圧測定やムシ歯予防のフッ素イオン導入法を行います。

中小企業機械貸与

申し込み受付開始

秋田県中小企業振興公社では、五十一年度第一回目の機械貸与借受申し込みを、三月一日から三月三十一日まで受け付けます。

貸与対象企業の規模は、従業員二十名以下の企業。ただし、県知事が特に認めた場合は五十名まで可。県単独の機械貸与制度の場合は、三百名以下の企業。

貸付限度額は、一企業当たり設備貸与二十万円、一機二百万円、機械類貸与二十万円、八百万円。

なお、申請書用紙は、公社所定の申請書でご提出ください。申し込みについての問い合わせは、秋田県中小企業振興公社（電話 秋田二三一二

八五八）にお願いします。

公民館、図書館の利用時間について

昨年の十一月一日から冬期の時間短縮を実施していましたが、三月一日から利用時間がつぎのとおり変更になっておりますので、お知らせします。

【公民館】

▽平日 午前八時三十分から午後十時まで。日曜・祭日 午前八時三十分から午後五時三十分まで。

【図書館】

▽平日 午前九時三十分から午後六時三十分まで。日曜・祭日 午前九時三十分から午後五時三十分まで。

▽休館日 毎週火曜日、祝祭日

なお、公民館は休館でも職員は勤務しております。

戸籍係からお願い

三月、四月は転勤や入学などで、住民票や戸籍謄本の証明書が必要となり、戸籍の窓口はたいへんこみあいます。

戸籍係では、待ち時間が長くなり、に事務を行ってありますが、お客さまの中には受付用紙に記入の際、記入事項がわからなくて手間どっている方が、だいたい見受けられます。

証明書を必要とする本人でなく、代理の方がくる時は、必要とする人の住所、本籍地を、またそのほか、住民票に関する証明書の場合は、町内名（部落名）、住所（一字、番地、何某方）、世帯主氏名。

戸籍に関する証明書の場合は、本籍地、筆頭者氏名（戸籍の一番先に書かれている人）をあらかじめおぼえてきてください。受付けがスムーズになります。待ち時間も短くなります。みなさまのご協力をお願いいたします。

51年度中小企業設備近代化資金貸付

秋田県では、昭和五十一年度の中小企業設備近代化資金の借入申し込みを三月二十二日から四月三十日まで、次に行ないます。

▽貸付金額 一企業あたり十

万円以上八百万円まで。

▽貸付率 貸付対象設備の設置に必要と認める金額の四十五%以上五十%以内

▽貸付利息 無利子

▽償還期間及び償還方法 原則として四年六ヶ月から五年以内（一年据置四年均等年賦償還）

△受付場所 秋田県産業労働部商工課近代化助成係

なお申請書は、町を経由して提出することになります。が申し込み方法などについては、商工会または役場商工観光課へお問い合わせください。

お金を借りるとき の注意について

最近、県内の貸金業者のなかで、違法な高利金を取って警察に摘発されている事犯が多発していますので、次の点に注意しご利用ください。

▽金利の計算は、法律によりますと一日当たり〇・三%をこえる利息での契約、または受領は違反となりますので、よく計算をし、納得のいくよう説明を受けてください。

▽貸付に際して受ける金銭は、礼金、割引料、手数料、調査料等、すべて利息とみな

されますから注意を要します。

▽貸金業を行う者は、県に対して届出が必要です。無届けの業者からは借りないようにしてください。

善意

このほど高坂呉服店から、五〇、〇〇〇円を社会福祉のために町社会福祉協議会へ寄付金がありました。

香典返し

このほど次のかたから、香典返しにと町社会福祉協議会へ寄付金がありました。ご芳志に感謝いたします。

▽糠沢 佐藤要一郎さんから亡父其助さんの香典返し 二〇、〇〇〇円

▽大町 三沢盛夫さんから亡叔父彦四郎さんの香典返し 三〇、〇〇〇円

▽田中 成田隆之助さんから亡父広司さんの香典返し 二〇、〇〇〇円

▽太田 松尾市郎さんから亡妻ヨシさんの香典返し 二〇、〇〇〇円

慶弔だより

2月16日～2月29日

誕生おめでとうございます

高山美穂子（喜世勝三女）

向黒沢 266

高山優子（雄喜長女）東通
近藤由香子（政文長女）西旭町
茂内美陽子（昭蔵長女）下町
高山ひとみ（光義長男）舟場
三沢 洋（仁、長男）福住町
高橋妙子（弘美四女）大堤
加賀孝則（孝雄長男）前山
石田貴広（君雄長男）前山
近藤 剛（実長男）あけぼの
津谷久志（久正長男）綴子上町
小坂久子（勝之、二女）下大沢
佐藤 学（昭博長男）糠沢
松尾香織（清、二女）太田
神成紀州（博、二男）学校通
三沢利彦（利雄長男）新田中
清水 孝（和男長男）あけぼの
吉田文生（鉄雄三男）舟場
小松竜二（正美長男）綴子上町

二人の前途を祝福いたします

宮、川 広二 新田中
佐藤 陽子 新田中

おくやみ申しあげます

松尾 ヨシ（70）太田
永井孫右エ門（67）羽立
佐藤 サヨ（73）小森
神成久美子（0）小森
牧野 金蔵（67）東旭町
金沢二三雄（58）旭町
知野 イト（86）新松葉町

中々中々中